指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　みらい建設工業株式会社
　　法人番号　　：　1010401078435
　　業者の住所　　：　東京都港区芝４－６－１２

2　指名停止の期間
　　令和 8 年 10 月 28 日～令和 8 年 11 月 27 日（1 か月）

3　指名停止の措置対象地区
　　中部地区

4　事実概要
　　名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和 8 年 7 月 17 日、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5　指名停止の理由
　　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第２第 15 号(下記参照)に該当する。

別表第２　　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
１～14　省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15　別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)